

1. 議事日程

(予算決算常任委員会)

令和4年8月17日
午前10時15分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案第49号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算 (第4号)

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(15名)

委員長	金 行 哲 昭	副委員長	新 田 和 明
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	山 本 数 博	委員	武 岡 隆 文
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	児 玉 史 則
委員	大 下 正 幸	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	秋 田 雅 朝
委員	石 飛 慶 久		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (12名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
企 画 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	大 田 雄 司	財 政 課 長	沖 田 伸 二
社会環境課長	久 光 正 士	社会福祉課長	久 城 恭 子
社会環境課課長補佐	若 狭 孝 祐	財政課財政係長	小 野 哲 司
社会環境課環境生活係長	藤 本 崇 雄	社会福祉課地域福祉係長	岡 野 あかね

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	毛利 幹 夫	事務局 次 長	久 城 祐 二
総務 係 長	藤 井 伸 樹	主 任 主 事	山 口 渉



午前10時15分 開会

- 金行委員長 定刻となりました。
ただいまの出席委員は15名です。
定足数に達しておりますので、これより第15回予算決算常任委員会を開会します。
本日の日程は、令和4年第3回臨時会において、本委員会に付託されました議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。
まず、補正予算の審査方法についてお諮りします。
審査方法は、お手元に配付しました「審査予定表」及び「8月の補正予算所管別事業」で一覧表を用いて部局ごとに審査します。
担当部長の説明の後、質疑を行います。
これに御異議ありませんか。
〔異議なし〕
- 金行委員長 異議なしと認め、本日の審査は、「審査予定表」及び「所管別事業名一覧表」により、部局ごとに審査をすることに決定します。
審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。
石丸市長。
- 石丸市長 それでは、上程しました補正予算について審査をいただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。
- 金行委員長 これより議案の審査に入ります。
議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。
初めに、補正予算全体の歳入の概要について説明を求めます。
猪掛企画部長。
- 猪掛企画部長 それでは、令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）の要点の説明をいたします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,517万1,000円を追加し、予算の総額を203億6,738万2,000円とするものです。
主な内容としましては、こちら説明資料の方の1ページをお開きください。
コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として、住民税均等割のみ課税世帯等に、1世帯当たり5万円を支給する生活支援給付金と、令和4年第2回臨時会で補正を行いました、再生可能エネルギー設備等導入補助金を追加計上するものです。
補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。
歳入ですが、15款の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5,517万1,000円増額しております。
なお、10ページからの歳出は、それぞれ担当部局より説明をいたしま

す。

以上で、要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、概要の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際に、お願いいたします。

まず、市民部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、要点の説明をいたします。

補正予算書の11ページをお開きください。

説明欄の中段、環境政策事業費300万円の増額は、再生可能エネルギー設備等導入補助に要する経費です。

この補助金につきましては、7月20日、臨時会において、1,100万円の補正予算を可決していただいております。

この補正予算、1,100万円の編成時は、他の自治体の状況や、一部の聞き取り調査結果を踏まえ、令和4年度内に設置した個人を全て対象にできるとの想定により予算化を行っております。

その後、市内の複数業者に対してアンケート調査を実施したところ、想定以上の設置実績やニーズがあり、4月に遡及して適用した場合、市として力を入れ、取り組みたいと考えている未来へ向けての、再生可能エネルギー等の普及促進及び地球温暖化防止に資する目的での補助が、できない可能性が判明いたしました。

よって、30台分、300万円の増額について、追加での補正をお願いするものです。

当初の資料収集不足により、予算積算が不十分で、1か月もたたないうちに、補助金予算額の増額をお願いする次第となったことについては、おわびを申し上げます。

また、7月20日、予算委員会における副市長の答弁において、補助金運用の制度設計段階であることには触れておりますが、担当課長からの答弁の際には、制度設計段階の内容であることについて、直接には触れておりません。

委員の皆様や、予算委員会中継を御覧になった皆様に対して、4月遡及があたかも確定してるような誤解を招く答弁であったと思います。この点についても重ねておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後においては、分かりやすい答弁に努めてまいります。

詳細につきましては、担当課長の方が説明を行います。

○金行委員長

久光社会環境課長。

○久光社会環境課長

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、説明資料の2ページをお開きください。

令和4年度安芸高田市再生可能エネルギー設備等導入補助金の概要に

ついてまとめています。

原油価格及び電気・ガス料金等の高騰の影響を受けた市民の負担を軽減するとともに、再生可能エネルギー等の普及促進及び地球温暖化防止に資するため、再生可能エネルギー設備等を設置した個人に対し、補助金を交付するものです。

対象設備は、太陽熱温水器、省エネ型給湯器、蓄電池設備の3種類です。

対象者は、市内在住で、市内の住宅に設備を設置する個人とします。

申請受付期間は、本年9月1日～令和5年2月28日までです。

補助金額は、対象設備の設備等に要する経費として、上限は10万円です。

次に、想定件数表を表にまとめています。

令和4年度の見込件数を市内業者等アンケート結果による、令和3年度、昨年度の実績件数の1.5倍を目標に、9月以降の補助見込件数を計140件と設定しております。

なお、表の最下行に当初の補助見込件数を記載しております。

先ほど市民部長が申しましたとおり、補助金の目的は、9月1日施行、未来へ向けてのものです。補助金が活用できるなら、省エネ設備を設置しようとする件数を促進する、そういった制度設計としております。

確かに、当初設計の段階で、年間見込台数を誤っており、4月遡及があたりも確定しているような説明、それから答弁により、皆様に誤解と混乱を招き、誠に申し訳ございません。

遡及はしませんが、9月1日以降、前年設置実績の1.5倍、この目標の方が設置していただけるよう、制度の広報等に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に、今後のスケジュール表をまとめております。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

先ほどの説明で、7月20日の時点で、4月まで遡るといような誤解を招く表現があったということだったんですけども、実際ですね、7月20日の時点で遡るとい答弁があつて、本日までに、これを当てにして購入をされた方がおられる可能性があるわけで、そういった方についてのどのように対応されるお考えでしょうか。

○金行委員長

久光社会環境課長。

○久光社会環境課長

先ほど申しましたように、遡及はしませんので、9月1日以降、未来に対して、遡及しませんので、9月1日以降の方に対して補助をしていくということで、御理解いただくようにですね、対応してまいりたいと思います。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 未来に向けてという表現なんですけれども、7月20日の時点で、この導入補助金というものが出てきました。

そこから本日までというものは、その買った方にとってはですね、いわゆる7月20日から、今日から見れば過去ですけれども、7月20日以前は過去だと思っんですけど、7月20日から、例えば8月1日に買ったという方は、これは未来だと思っんですが、その御認識はどのようにお考えでしょうか。

○金行委員長 久光社会環境課長。

○久光社会環境課長 繰り返しになりますけど、9月1日以降の申請受付ということで、それまでの方については、遡及しないということで御理解をいただくように、しっかり説明はしていきたいと思っますが、それについては、個々にですね、また対応等を考えていきたいというふうに思っっています。以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 今の答弁じゃ、個々に対応していきたいというのは、場合によっては適用になるということでよろしいですか。

○金行委員長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 担当課長の方で個々に対応と申し上げましたが、目的といたしましては、将来に向けて普及をさせていくということございます。

制度設計上、9月1日から、しっかりと普及をしていきたいということでもありますので、しっかりと7月20日の段階での我々のやりとりを聞かれた方で、問い合わせがありましたら、そこについては御理解いただけるように説明をさせていただきます。

それは個々ではなく、全体として、皆さん同じように説明をさせていただきます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど内藤部長の方から、7月20日から今回までの経緯について、謝罪に近いことも含めてありましたが、かなり重要な政策の一つだというふうにもおっしゃってありましたが、その割には、7月20日段階の制度設計といえますか、そういったものも含めて、少し詰めが甘かったんじゃないかなという気がします。

やはり市として、全体の掌握をするという立場のある副市长、市長、この辺の検討課題があるのではないかなという気がするんですが、その辺について、副市长、あるいは市長、どういう見解を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 まず、状況の整理からなんですけれども、先ほど、課長、そして部長

が述べたとおり、7月の時点で、答弁の中に誤解を与えるような部分があった。その点については大変申し訳なく思っています。

一方で、これは、ここにいるほとんどの方はいらっしゃいましたが、かつてプレミアム商品券がありました。2年前ですけども、そのくぐりで私一旦御説明をしています。

ポイントとしては2つあります。

1つ、市役所は、行政は、組織としてトライアルアンドエラーを繰り返します。これなくして、進化はあり得ません。今回の補正予算、7月に続いて8月、これもまた、その一つの過程です。

もう一つ目なんですけども、これがより重要です。

議会の承認を7月時点でも得ています。私がこの場で、ああだこうだ申し上げるのはとても簡単なんですけど、私の立場としては、それが許されません。なぜならば、議会が7月時点で可決・承認されてしまってるからです。

あれは、そもそも間違っていましたと、正しくない議論でしたと、一方的に私が議会の断罪するわけにはいきませんので、そのようなまねは差し控えたいと考えています。

以上です。

○金行委員長

ほかに。

熊高委員。

○熊高委員

プレミアム商品券のときも、記憶をたどっていけば、そういったやり取りもあったなという気がしております。とりわけ、先ほど、最後の方でおっしゃった、議会が議決したということの重みというのは、我々も非常に大きな重みとして受け止める必要があると思います。

その中でいろいろ議論が錯綜したということを含めて、今後、そういった提案の仕方が、極力少なくなるようにするというのも、執行部が議案として提出するという点については、しっかりと議論して、トライはいいでしょうけれども、エラーは極力少なくしてほしいなという気がしておりますので、今後の対応について、しっかりと受け止めていただきたいと思いますが、改めていかがでしょう。

○金行委員長

米村副市長。

○米村副市長

最初に、7月20日の臨時会での答弁等、誠に申し訳ございませんでした。

先ほど熊高委員の方から、今後の上程する際の注意点・改善点ということでございますが、今回のことを受けまして、上程する際には制度設計を、前回のときは制度設計の途中ということで、中途半端な形で要求、上程しましたので、今後はそういうことのないように、今回、説明資料にありますように、こういった概要もしっかりつけて、委員の皆さんに理解していただくように努める、さらに、上程する際には、補助金交付要綱がもうほとんど固まった状態を出せるように徹底を、前回のことで、今回しております。

ですから、今回9月補正以降につきましては、そういった制度が固まっていないものについては上程いたしません。そこらが固まった時点で正式に上程させていただくように徹底しておりますので、今回のことにつきましては、このことを教訓に、次回、9月補正以降は徹底してまいりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 先ほどの副市長の説明の中で、少し不適切な表現がありましたので、訂正させていただきます。

「中途半端な」という表現があったんですが、そのような認識は持っていません。中途半端な議論で議会が議決をしたなどとあってはならないことだと思いますので、あの時点で取り得る限り、最大限の説明を執行部としては、もちろんしています。

実際、その過程において、要綱ができてないというのも御説明してあります。それは中途半端というわけではなく、わざわざ定例会ではなく、臨時会を開いて、タイムリーに、適切に、施策を実行する、実現するために、そのときのベストを尽くした。ただそれだけです。

副市長の趣旨としては、熊高委員が御指摘されたように、トライアルの裏にあるエラー、これを極小化していくと。これは組織として当然の方針ですので、その点について、副市長は今申し上げた次第で、市の方針としては、トライアル・アンド・エラー、これに沿って、これからも運営をしていきます。

○金行委員長 ほかに質疑。

熊高委員。

○熊高委員 市長の言っていることは、私も理解をしたつもりですが、市長が改めて、そこのところをしっかりと押さえられたということなんで、今後そういったことがないようにするというところに期待をしたいと思います。

それでもう一つ、7月20日の議会のときの担当者の答弁の中で、薪ストーブについて、煙が出るとか、油分が多いとか、そういった趣旨の答弁があったと思いますが、これ、そのものをですね、薪ストーブを使われる方、あるいは薪を供給される方にとっては、非常に否定的な意見に捉えられると思うんですね。

私もそのときに言えばよかったんですが、どうも、その後も、いろいろ検討するような市も考えておりましたが、今回そういうチャンスがありましたので、改めて正しておきたいと思いますが、基本的には薪ストーブをたく人、そういった方々は、そういったこともきちっと整理をした上で、きちっと乾燥したもの、あるいは、油分の多い木というのは基本的には、薪ストーブでは燃やさないというのが常識的なんですね。広葉樹であったりそういうことなんで、松をたくのは、備前焼なんかの焼き物に使うということですから、もう全く趣旨が違うんで、その辺を関係者が聞いたら残念に思われるんで、その辺の見解をもう少し正しておきたいと思いますが、その見解について改めて、今の時点で私が申し上げ

げたことに対してお答えいただきたいと思います。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 お答えするのは全くやぶさかではないんですが、前の臨時会の内容について、ここで改めて話しても構わないですか。

○金行委員長 関連しておりますので。

○石丸市長 関連していますか。

○金行委員長 関連しています。前のときのということで、なっておりますので。

○石丸市長 前のものを審議し直している場ではないと思いますが。

○金行委員長 いや、審議し直すのではないんです。その分の問いを。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時38分 休憩

午前 10時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて再開いたします。

今の熊高委員の質疑は、次回の一般質問等で行うことに決定します。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 7月20日から本日までに、この制度を当てにしたかどうか分からないと思うんですけども、実際にこの対象となる、いわゆる商品を買われたかどうか、買った実績があるかどうかというのを、例えば業者さんとか事業者さんに、調査等はされたんでしょうか。

○金行委員長 若狭社会環境課課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 台数の多く見込める事業者の方に対して何件か、電話での問合せをしましたが、今現在のところ、1件もありませんでした。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど来、誤解を与えるというような表現が出ているかと思うんですけども、7月20日の説明なり、答弁を聞くと、4月から遡って対象になると、そういう方針だという説明だったと認識しています。

このたび、対象となるのは9月1日以降ということで説明資料が出てきてますが、その誤解だったというのは、どういうところが誤った理解だったんでしょうか。

○金行委員長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 誤解だったというと、どういったところがということですけども、担当課長の方の説明で、南澤委員の方からの答弁に対しまして、4月遡及というふうなことを申し上げておりますが、繰り返しになりますけれども、その際、先ほど来出ておりますように、要綱等はまだ制度設計段階ということでありましたので、そういった答弁をさせていただいているところで、その説明を聞かれた方々が誤解を受けられたというふうな執

行部の認識で、誤解を招く答弁であったというふうに説明をさせていただいております。

以上です。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 もう少し、私の方から補足をしますと、要綱ができていないというその状態、すなわち決まってないというところがポイントです。

方針として、遡及を考えているというふうに言ったんですが、これが確定した状況ではないというのは恐らくほとんどの方、議員の皆さんは御存じのはずなんですが、予算というのはそのように作られます。

実際、その後、執行する段になって要綱を作るというのは、ほかの事業、事務でも、ままある話です。なので厳密に言えば、要綱をまだ作っていない、確定させないので、これから作りますと、そちらに重きを置いて説明をするべきだったと。

ただ、あたかも要綱ができていないにもかかわらず、確定した方針かのように伝えてしまった部分がある。これについて誤解を与えたというふうに表現しました。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 ここでは、方針を話されたというのはそのとおりでと思うんですけども、方針に基づいて要綱ができるんじゃないですか。こうしていく、4月遡及していく方針に基づいて要綱を作ってくんじゃないんですか。そのための方針を御説明いただいて、じゃ、その方針でどうぞ進めてくださいということで承認したと認識しているんですけども。

方針が示されて、それと違う要綱が出てくるとなると、方針を聞いてる方々いらっしゃる、市民に対して説明されてるわけですから、その方針をそのまま理解して、要項全く違う、全くと言ったらちょっと語弊がありますけれども、要綱で違うものが出てくるわけですけども、これは、市民が誤解してるんですか。

○金行委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 もう一度お話をしますが、要綱をもって、全ての決まりが確定します、事務事業というのは。それはよろしいですね。

そうしたときに、要綱ができていないということは可変だという、これも御理解されますよね。その大本となる方針、これをもって説明をしています。

その間に距離があるところも御理解されると思います。その距離があまりにも大きいと誤解を与える。ぴったり一致してれば、誤解のしようがないんですが、そこに距離があってしまった。

これは執行部として、もっと丁寧に説明すべき点でした。

ですので、今回、この8月の臨時会において、金額を変えないといけないという都合もありますので、改めて説明もしているところです。ですので、この後、出てくる要綱については、今説明してる内容、これと

一致したものが当然出てきます。

7月に話したものと全然違うというわけではなくて、今この場で御説明している内容に沿って要綱が最終、出来上がります。そして、この事業が実施、実現されます。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員 方針に基づいて要綱が作られるというのは今市長がおっしゃられたことだと思います。ただ、決まったものではない、変わる可能性がある。それは、そうなんだろうと理解します。ただ、やっぱり大きく変わってきます。その当時示された方針と今回示されたもの、その対象となる期間がですね。

可能性としては、7月20日にこの説明を聞いた後に、今日までの間、補助がつくんなら導入してみようというふうに思われて、予算に限りがあるということであれば、早く動かれて、購入される方っていうのは、可能性としてはいると思うんですよ。

方針が示されている以上、その方針が可決されている以上、それがこんなに大きく変わってしまって、前に可決した、じゃあ、その方針の範囲内なのか、この変更がですよ。全く違うものと言って差し支えないんじゃないかなと思うんですけども、対象となる範囲については。その辺りはどのようにお考えなんでしょうか。これ、市民の誤解なんですか。こちらの誤解なんでしょうか。

○金行委員長 答弁を。

石丸市長。

○石丸市長 南澤委員のお話の中に可能性云々というのがあったんですけども、その辺りがちょっとよく分かりませんでしたので、1点、何を議論されたいのかというのが計りかねたんですが、もう1回、可能性のところを伺っていいですか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 可能性の、もしもという「たられば」を今ここで議論されたいという御意向でしょうか。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 可能性の話をしています。「たられば」の話をしています。

7月20日から今日に至るまでの間に、当時の説明では、今の期間というのは対象になると説明をされてました。対象とする方針だったんですよ。で、対象となるなら買おうと。で買った人がいて、買ったけれども、その期間対象じゃないですよということになるわけですよ。そこはどう考えるのかということを知りたいです。訴訟になってもおかしくないんじゃないかなと思っています。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 ちょっと思わぬ方向に進まれてしまったので、ごめんなさい、私のお伝えしたかったのはそこではなくて、「たられば」な議論をされてしま

うと、なかったという事実を確認してますので、この議論終了してしまうと思うんですが、あったらどうなんだ、なかったらどうなんだと言って、じゃ、なかったということで決着がついてしまうと思います。

そこについて、当然何か異議申立てあれば、最終的には司法に委ねるしかないケースもあると思います。この議論をまだ続けられますか。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 司法に委ねれば良いという、そのとおりだと思いますので、そこは理解しました。

で、もう一点、先ほど制度設計の途中であったと。で、要綱、これから固めて出していくというのが副市長の答弁の中であったんですけども、タイムリーというところで、市長の答弁の中に「タイムリー」と、こういう言葉があったんですけども、であれば、7月の臨時会で出すべきではなくて、今回しっかり固めたものを出せばよかったと。タイムリーなのは今回だったんじゃないかなと思いますけれども、その辺りはどういう認識でしょうか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 そのとき、そのときで、一番よいと思うタイミングで提案するようにしています。それ以上でも、それ以下でもありません。

今のほうがよかったんじゃないかという御指摘は、それは結果論と言われるやつですので、過ぎた後に観察される事実です。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 今回の南澤議員と市長のやり取りを聞きよったら、理解にちょっと苦しむところがあるんですが、7月20日の臨時議会の補正予算の中で、この制度は4月に遡って、遡及して対象になりますという答弁の中から、「あ、そうか、4月にこういった施設を設置したのも対象にされるんだ」と。悪いことじゃない、ええことじゃのういうんで、賛成のほうに回ったんですね。

このたび出てきた分は300万円ですね。この300万円については、9月1日からを対象にしますよと。7月20日の補正予算は、4月1日から対象にしますよという考えかな思うて今日、臨んでおるんです。

どうも7月20日のことを議論されるので、あのときの答弁は、遡及いうことだったんで、今さら変えるいうのはおかしいんじゃないかなというふうに今思いよるんですが、その中で、7月20日からこの提案までにですね、何があってそういうふうに変わっていったのか。そこらのところをちょっと、詳しく教えていただきたいというふうに思います。

要綱がなかったから、あんなったんじゃないかないうような、いいかげんな予算を出されたということではちょっとまずいので、どうしてこういうふうに変わられたのか、聞かせてください。

○金行委員長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 この補正予算の要点説明の冒頭に、私の方から少し経過説明でおわび

のほうもさせていただいた中でも触れさせていただいておりますけれども、前回7月20日の段階で補正予算の審議をいただく、この1,100万円を、予算編成をした際というのが、いわゆる聞き取り、市場調査が十分できていない不十分な中で、予算積算をさせていただいております。

その後、市内の複数の業者、そういったところにアンケート調査を詳細に行いましたところ、我々7月20日で想定していた以上の設置実績、それから、ニーズというものが分かるということが分かったということで、4月に遡及をしてみますと、力を入れて進めたいと思っております再生可能エネルギーの普及促進、それから地球温暖化防止、そういった目的での補助が十分できないということが判明をいたしましたので、このたび、そのような形で条件を変更をし、さらに、300万円の増額を、今回の補正でお願いをさせていただいているということでもあります。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 やられることは、いいことじゃ思うんですよね。4月1日に遡れるということも、いいことだと思って賛成しておるんですが、金が足りんようになったけえということで、制度の変更をするんじゃないかというふうに聞こえるんですが、それでいいんでしょうか。

○金行委員長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 目的として、先ほどから繰り返しになって大変申し訳ないんですけども、未来へ向けての再生可能エネルギーの普及促進、それから、地球温暖化防止に資する目的というのをしっかりと行っていきたいというのがあります。

結果的に予算上不足をしてしまいますので、未来に向けてしっかりやっていきたいということから、遡及せず、9月1日以降で実施をしていきたいということで、今回出させていただいております。

以上です。

○金行委員長 ほかに。

山本優委員。

○山本(優)委員 先ほどから聞いてますと、弁明ばかりなんですけど、20日の時点で、4月に遡って補助金を出すと。そして、いっぱいになったら、そこで打ち切りますという発言があったと思うんですよね。だったら、いっぱいになった時点で打ち切ればいいんじゃないですか。7月に遡って。

今出とる予算について私は異論はありません。けども、実施期間ですよ。それを皆さん言いよるわけだけ。はっきりと議決したもんですよ、4月1日ゆうて、議員に、議会に議決したものを大事にしなさいと言われるけども私たちに言わしたら、議決したものを執行部もしっかりと守ってほしいというのが私の意見です。

ですから、いっぱいになった時点で、打ち切りという言葉が言われとるんで、そういう対応をされた方がいいんじゃないかと私は思いますが、いかがですか。

○金行委員長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 予算の枠につきましては、今回増額をお願いしております300万円、仮に可決をいただきましたら、全体ではこの補助金に要する経費として1,400万円になってまいります。これにつきましても、予算の限度額がいっぱいになりましたら、その時点で終了という形での運用になるのかと思います。同様のお話を1,100万円、7月20日の段階で、執行部として御説明をさせていただいております。

以上です。

○金行委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 1,100万円の予算額のとくに、4月に遡ってやる言うたんですよ。だったら4月に遡って、いっぱいになった時点でやめればいいじゃないですか。それで今回の300万円は、9月1日からでもいいですから。そこでまたいっぱいになったら、そこで打ち切りというのが市民に対して、一番分かりやすいんじゃないですか。違いますか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 何回も同じ話をして恐縮なんですけど、もう一度、御説明します。

まず、そもそもですが、議決された内容という中に、期日は含まれていないはずなんです。実際、要綱ができていませんというふうにお伝えもしてましたし、それについては先ほど申し上げたとおりです。可変である。変わり得る、その余地が残った状態で議決をいただいております。そのときお伝えした方針とまた変わってしまうので、改めてこの場で、臨時会の場で御説明を、方針から御説明をしています。

そして、遡及云々のところですが、それについても先ほど、課長、部長が説明したとおりで、さらなる普及の促進ですね、そのためには既に買った人ではなく、これから買おうとする人に対して、財政措置をする、これが最も効果的である、そのように判断をしています。

○金行委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 予算内容を審議して言ってるんじゃないんですよ。期日を言うてるんですよ。前回の7月20日で、予算説明で、内容は書いてないけど、予算説明ではっきりと発言しとるでしょ。それを聞いて、議会は議決しとるんですよ。書いてないって、書いてないと言って逃げたら、何でもできますよ。そういうもんじゃないでしょ。説明を聞いて議決しとるんですよ。そのところを勘違いしないで、物を言わないでくださいよ。

そこをしっかりと、4月1日と9月1日のことを元へ戻して、4月1日から全部やって、予算がいっぱいになったら、そこで打ち止めというのが基本じゃないですか。

皆さんは7月から今、ほかの議員さんも言うちよったように、途中で、あの議決を皆さんが聞いて、申し込もうと思うとる人、申し込んだ人も、ないと言われましたけれども、いろいろあるはずですよ。だから、予算内容じゃなくて、実施期間のことを言うわけです。皆さん言いよってん

じゃけ。

○金行委員長 今の答弁をお願いします。

○石丸市長 もうちょっとコンパクトに質問をしていただかないと、何を聞かれているのか判然としなかったのですが。

○金行委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 何を言ってるのか分からん。4月1日か、9月1日か、どっちにするかです。4月1日って、市長、4月1日って説明しとるでしょ。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 先ほど来、ほかの議員の方が質問をされて、それに対してお答えしています。繰り返します。

7月の時点で、遡及するという発言がありました。一方で、要綱が固まっていないともしっかりお伝えをしています。この事実には誤りはないはずです。それすなわち確定していない状態だということです。それも含めて了承の上で、議会は議決をしたはずですが、今、立てつけの話をしている。その上で、遡及するのかしないのかという御質問があったんですが、それについてもお伝えしたとおりです。

7月の時点での方針は、7月のときに話しましたが、今改めて検討した結果、9月からやるべしという方針に変更をしています。

○金行委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 市長の言葉には勝てませんけれども、説明の中で、そういう方針と現実に期日が示されている。それを聞いて、議員は議決しとるわけです。

内容はまだできてません。できてないけれども、4月1日からやりますよという発言を聞いて皆さん、認めとるんですよ。

あのとき言うたけど、まだ書いてないって、それ言うたら、議決というものもないなってしまいますよ。

以上。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

大下委員。

○大下委員 どうも先ほどから聞いていても、市長の答弁も曖昧で、基本的には、これ議決しとるんですよ。それも質問の内容によっては同僚議員が何度も、4月1日に遡るというのを確認もしておるんですよ。これ市民も書かれていますよ。市民もだますことになるじゃないですか。

議決したものがまだ半月ですよ。それで要綱ができてないから云々、それはまずいんじゃないですか。

議員も4月1日に遡ってということで議決をしておるんだから、先ほど来より言うように、4月1日に遡って、予算、補助金がなくなった時点で打ち切るといふ答弁もありましたよ。それなんで4月1日に遡ることができないのか、その理由がどうしても分かりません。お答え願います。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 遡及ができないと言っているわけじゃなく、しないと言っているんです。なぜならば、もう先ほど説明しましたが、もう一度申し上げましょ

うか。いいんですか。分からないから聞かれたんじゃないですか。分かっているんだったら聞かないでいただきたいんですが。

○金行委員長 大下委員。

○大下委員 この4月1日に遡ると説明があったとき、市長、副市長もおられましたよ、この現場に。なぜそのときには、じゃ言わんのですか。市民もだまし、議会もだますようになるじゃないですか。みんなそれで理解しますよ、4月1日に遡ると。それで議決しているわけですから。なぜ4月1日に遡って先行できないのかというのが分かりません。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 もう一度お答えしますが、できないとは言ってません。しないと言ってるんです。これが執行部の方針です。

そして、その方針が変わりましたというお話も冒頭からずっとしています。なぜ方針を変えてはいかんという、何かよく分からない固定観念の、おっしゃるのが分からないんですが、そんなことはないはずですよ。変わり得るはずですよ。

そもそも補正予算というのは、当初予算を変えるために行うわけで、それが、ころころ変わってはあまりよくないと思います、実際。

ですので、7月時点でのベストが1か月で変わってしまう。その点については申し訳なく思うと。部長も先ほど来申し上げていますが、副市長申し上げましたが、より精度を上げていくべきだと、エラーを減らしていくべきだと、この基本方針をお伝えしました。

それは、全ての方針は、何ら矛盾をしているとは思いませんが、一体、何か異議を申し立てられるのであれば、どこがどのように整合的でないのか、具体的に御指摘をお願いしたいと思います。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 どうも石丸理論で、こっちが分からんようになりそうなんですが、はっきり言うて、7月20日に遡及をしてやるんです、1,100万円の実施はいうことを言われとると。議会で、じゃあ、それはいいことじゃけえ、やろうというふう議決をした。それを今になって、変えちゃいけないのか言う市長の論は全く理解できません。

執行部がやめる言って、どこがおかしいんですか。じゃあ、7月20日の1,100万円の執行したいという市長の説明は、あれ、どうなったんかなと。市長が言うのは、いつ変わるか分からんという、これから先の世界になっていくと思うんですが、それでよろしいですか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 決定を覆しているわけではありません。その点については皆さん御理解されていると思います。決定した範囲というのは、期日含まれていないはずですよ。要綱も出していませんので。それを全て言い訳にする、それを盾にとって、こちらに改善点がないと言うつもりもありませんが、それは皆さんも含め了承され、議決された、それが事実です。

何よりも異なることをおっしゃるなど思うのが、当初予算で可決してお

いて、途中で条例を変えてまで副市長の定数を削減するなどですね。生かせない方針を議会自らがこれまでやってのけてきたわけじゃないですか。それは別の話だと安易におっしゃるでしょう。そんなことはありませんよ。基本の考え方がしっかりしてるか、していないかです。

今回の例において言えば、そのとき考えられるベストを尽くしています。それについて何か御異議があるのであれば、その点について御指摘をいただきたいと思います。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、異議を申し立てたのに、それが伝わってないように思うんですが、で、言うておきたいのは、市長の提案理由、それらに対する質問について、るる説明を受けて、それならよかろうというので、可決してきよるということを頭に入れていただきたいと。それを、あのときの部分は、今はやめるんじゃないと、こういうようなことで、当時の議決したことを否定されるということについては、全く納得できないということを申し伝えます。

これ議論しとつても、市長がやめることを言われおるんですが、内藤部長の答弁じゃ、どうも銭がないような発想の答弁だったように思います。

以前から、この歳入についてですね。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのは、市がアイデアを出して、国が認めたら、この補助は交付されるというふうに答弁されてきておると思うんです。

で、7月20日の1,100万円遡及してやるという、今度は300万円を9月1日からやるんだという。これも国へ申請して承認を得て、交付金が下りてきたというふうに、以前の答弁から推察するとですね。この300万円も、追加で申請して承認をもらって、この300万円の追加ということになったんじゃないかというふうに思うんです。

内藤部長が言われるように、4月1日に遡って対象にしたら、銭が足らんということならですね。この制度は、もう悪いことじゃないと思うんですよ。だったら、この臨時交付金の追加申請をしてですね、十分対応できるような交付金をもらうように対応されたらどうかと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○金行委員長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 委員御指摘のところにつきまして、4月遡及という部分あるかなと思います。先ほど市長の方が答弁いたしました、今回のことにつきましては遡及をしないということで、御説明をさせていただいております。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 7月20日の分の1,100万円を、要綱もできとらんで、想像でやって、調べたら、数が多すぎて銭が足らんというふうに答弁されたと思うんです。もう足らんなら足らんで、コロナに関する臨時交付金は、国へアイデアを出して、承認を受けたらお金が出るんだと、こういうふうに答弁、

過去にされとるんです。いろんな単市の事業について、これを適用されとるんです。

足らにゃあ足らんで、いいことなただけん、国へこの臨時交付金の追加要求をして、対応するということはできんのでしょうか。それを問うたんです、今。

遡及せないけんということについて、どうするんかという答弁じゃなしに、遡及をしてでも対応できる方法は、交付金の追加請求でできるんじゃないんかということを問うんですよ。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 議員の皆さんが、どこまで制度を理解されているのか、ちょっと私物すごい心配になってきたんですけど、交付金というのは、言ったら言った分もらえるわけじゃないですよ。なので、今おっしゃってるのは、的が外れていると思います。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 過去の補正予算で臨時交付金の単市の制度をどんどん作って来られておりますよね。それは、国にメニューがあるのか、それとも市の単独のアイデアで下りるんか、その質問をしたことがあるんです。そしたら、それらしいメニューもあるんじやが、それらに沿うような市の単独のアイデアを出して、それを承認受けたら交付されるというふうに説明があったように思います。だったら追加で、臨時交付金の追加申請をしてやったらどうかということを問いよるんです。

そりゃ、執行部のほうは、スタッフがそろったので、そのくらいのこと、すぐ分かるでしょ。

○金行委員長 今、進行中でございますが、1時間たっております。ここで、11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時15分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて再開いたします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません、先ほどの答弁の中で、対象商品を買ったかどうかという質問をさせていただいたときに、主な業者に確認をして、1台も買われていないという答弁だったと思います。いわゆる主な業者ということなので、そうでない業者ももちろんおられるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○金行委員長 若狭社会環境課課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 このたびは、5件の業者に、その後、7月20日以降どうですかという確認をしております、それ以外の業者、例えばアンケートを20社取って制度設計をやり変えたんですが、そういったところには、全部には当

たっておりませんので、可能性としては、確かにおっしゃるとおり、あると思います。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はないでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 やはり可能性が、いわゆる購入された、7月20日以降購入された方がおられる可能性はあるということだと思えるんですけども、先ほど、いろんなやり取りの中で、やはりそのトライアル・アンド・エラーっていうのは起こり得ることだとは思いますが、やはりそのエラーの部分はどうフォローするかっていうのが非常に重要ではないかと思うんですけども、やはりその受け皿等を作る必要があるのではと思いますが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○金行委員長 久光社会環境課長。

○久光社会環境課長 先ほど部長の方が申しましたとおり、それは全体で、また考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

大下委員。

○大下委員 ちょっと一つ確認させてください。

7月20日の臨時会、市長が提案された補正予算の中でのやり取りで、4月1日に遡るというのを同僚議員が何度も確認をしております。それを市長、副市長は聞いてなかったんですかね。聞いておったら、そこで訂正ができるんじゃないんですか。

先ほど来の答弁見よったら、すぐ訂正されるじゃないですか。そのときに聞かれてなかったということなんですかね。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 ちょっとよく分からなくなってきましたけども、聞いていないわけはありません。ここにいました。

ですので、先ほど御説明しました。もう1回言いますよ。

議決の後、執行部で改めて、この施策について検討、研究、協議をしました。その中で方針を変えた。

以上です。

○金行委員長 大下委員。

○大下委員 これは7月20日に臨時会をしとるんですよ。その中でもう議決して、市民の方も、それで納得をされとるはずなんですよ。4月1日に遡って補助金を出すと。それ聞かれとったら、当然そこで修正してもらわにゃいけないのじゃないですか。それこそ市民をだますことになりますよ。

まさか市長、そこで寝とったというわけじゃないでしょうけ。なら、なんでそこで言うてんないんですか。市長も副市長もそうでしょう。聞いておたら聞いておたらという訂正ができるはずではないですか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長　もう一度言いますよ。議決の後、後です。議決の前ではなく、議決の後、執行部が改めて検討協議をした結果、現時点で方針を変えています。何で議決の前の話をされるんですか。議決の前などと私、一言も言ってません。

そして、これ委員長、止められないので、私がここであえて言いますが、執行権というのがあり、議決権というのがあり、それぞれ独立しています。安易に干渉してはならないはずですので、くれぐれも御注意ください。

○金行委員長　大下委員。

○大下委員　干渉しとるんじゃないんですよ。これ議決権があるから、その答弁に対して、その補正予算に対しても議決したんじゃないですか。その前のことを言よるんじゃないんですよ、あくまでも。

それがただ確認で、そこで修正ができなかったということは、市長、副市長、どっちも聞いてなかったと判断するしかないじゃないですか。聞いたとったら訂正するでしょう、そりゃ。その時点で、議決した後、変更したと言われますけど、これ市長が提案された補正予算ですよ。それを、こうも簡単に変えてもいいんですか。何のための議決をしたのか。

○金行委員長　この議論も平行線に至っています。この後の採決等々もございますし、そこで十分にまたあれもできますし、また次の市民部の後、福祉保健部のほうでも同様のあれも出ますと思いますが、ほかに何か、どうしてもということございますでしょうか。

山根委員。

○山根委員　先ほどまでの質問とお答えを聞いておりました。市長が、行政は、トライアル・アンド・エラーを繰り返す、議会の承認を7月20日、得ていると答えていらっしゃいます。で、トライアル・アンド・エラーは繰り返すでしょう。

ですが、今回の4月に遡及して対応するということについては、やはり、あの場で米村副市長が、要綱は、内部で決裁後、公表しますと言われた後に、担当課長と南澤同僚議員、中で3回もやり取りがあつて、4月1日以降に契約して設置したものに遡って対象となるので、理解はよろしいですかと聞かれた。それに対して、そうですと、ちゃんと3回答えられています。

そんな中で、協議をちゃんと聞いた議員は、そこで議決しております。その議決に対して、後から執行部は、しっかりと現場を調査し、そういう中で、これでは足りないというような協議の中での結果が出て、さらに補正を組まれた。そこを、もう議決した、議会が議決したところに執行部のエラーを持ってこられること自体が、私は、いかがなものかと思えます。おかしいです。

で、先ほど市長の中に、議会を断罪するわけにはいかないという言葉がちらっと出てきました。執行部のエラーを、議会に持ってこないでください。

質問は、お金が足りない。そういうところを今回、市長は、遡及できないんじゃないじゃなくて、しないと御自分が決められたと。その根拠はどこなんでしょう。お尋ねいたします。

○金行委員長 答弁お願いします。
石丸市長。

○石丸市長 山根議員も理解されてないようですので、もしくは私の説明を聞いていなかったのか分からないんですが、改めてしっかりとお伝えします。

7月の臨時会の議論については、その場で考えられるベストの提案をした。これも既にお話をしました。それについて議決をされた。ただ、その議決の前提は、確定したものではなかった。ここまで全員が理解しているはずです。

その後、執行部が改めて検討をし、方針を変えたと申し上げました。議決の後の話です。ここまでよろしいですか、皆さん理解されましたか。ここまで全員理解してもらわないと困るんですが、よろしいですね、さすがに。

○金行委員長 続けてください。

○石丸市長 何で時系列の事実が分からないんですか。その後、方針を変えたと申し上げました。そして、その方針を変えた理由も今日、3回ぐらい、もう既に言ってます。聞かれてなかったんですか。それとも、都合が悪い話は聞かないんですか。

よろしいですか。既に行った人ではなく、これから買う人のインセンティブにするために、9月以降の購入を対象とする。これを方針とした、そのように説明をしています。

○金行委員長 山根委員。

○山根委員 確定してなかったと言われますけれども、議会に議案として出された時点、そして議決した時点で、それは確定しております。

議会が議決したことによって、執行部のエラーは執行部が、自らが正すことであって、それを議会に振り替えられる、責任を押し付けられても困ります。

今回の補正は、それは9月でよろしいかと思えますけれども、前回の議決したものについては、ちゃんと審議の中で、4月1日以降の契約を入れたものであるということを執行部が認められているわけですから、そのところをはっきり押さえられることが必要だと思いますが。

○金行委員長 山根議員、最終的な執行権というのは、市長側にございますというのは御存じですよ。

○山根委員 議決権も議会にということですか。それを1点。

○金行委員長 そうです。分かります。

○石丸市長 今、委員長が指摘してくださったとおりで、議決権と執行権は分かれています。皆さん議員でいらっしゃるのでも御理解されている、御存じだと思いますが、議決した後、執行の中身、そのやり方について、議会は強制力を持っていないはず。持ってますか。ありませんよね。御存

じないんですか。

分かっていて今の発言だとしたら、かなりの問題です。分かっていないとしたら、それ自体が問題です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 執行権の介入ということを言われておりますが、いや、今の市長の答弁に対しての質疑はしちやいけんのですか。委員長。

○金行委員長 やってください。今の市長の答弁に対しての。

○山本(数)委員 議会での議決権というのは、執行部の提案に対して納得できたものを賛成、納得できないものを反対。これが議決権の行使であろうと思うんですね。その行使に基づいて執行権は執行されるのが本来の姿だと、こういうふうに思います。

その面から言って、このたびの案件、11月20日の案件は、議会は、議決した議決権について、執行部が尊重するのは当たり前のことだというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○金行委員長 市長、答弁はどうですか、尊重されますかと。

○石丸市長 質疑がよく分からない。

○金行委員長 質疑がよく分からないということで、山本議員、分かりやすく。

○山本(数)委員 それだけ言っても分からん首長だったら、市長の権限はないというふうに思います。

じゃあ、質問します。いいですか。

○石丸市長 (自分の質問が悪いのに、相手に…)

○山本(数)委員 理屈、へ理屈はええんで、質問します。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 ただ聞きたいのは、お金がないと、こういう話が内藤部長の説明の中であったように思いますね。

先ほど、休憩前に質問したんですが、この地方創生臨時交付金というのは、追加申請というのはできんですか。そこをお聞かせください。

○金行委員長 できるか、できんか、答弁を願います。

石丸市長。

○石丸市長 そのような制度ではないです、交付金というのは。御存じないんですか。

○山本(数)委員 知りません。説明してください。

○石丸市長 調べてください。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

○山本(数)委員 答弁に答えとらん。説明してください。

地方創生臨時交付金というのは、追加申請はできるんか、できないのか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 追加申請という制度はありません。言ったら言った分だけくれるかという話ですよ。

○金行委員長 もう時間的にあれでしょうが。

山本数博委員。

- 山本(数)委員 追加申請ができんのだったら。
- 金行委員長 できんいうて答弁はされとると思いますが。
- 山本(数)委員 いや、そうじゃない。知らんのかだけの答弁です。
いいですか。いっぱいやっとなんですよ。今度、燃料高騰に対する、安芸高田市の単独事業もあるんですよ。追加申請ができんのか、できるのかというのは、このたびの、この単独事業で、できんということなら、今から出てくる市の単独事業は、できんという結論になるわけです。
- 金行委員長 石丸市長。
- 石丸市長 そのような結論にはなりません。何か大事なところを理解されていないので、そのような質問になっていると思うんですが、言ったらもらえるという、そのような形ではありません。国から与えられた大枠があって、その中でメニューが示されていて、それに沿って使ってもいいよという、そこまで、足りんから下さいというシステムではありません。
- 金行委員長 ほかにどうしてもということの質疑がないようでしたら。
田邊委員。
- 田邊委員 先ほど、いろいろ聞かせていただいておりますけれども、まず4月1日～7月20日までの方っていうのは、正直、この交付金の話が出てないわけですから、普通に購入されたと思うんですが、7月20日以降、今日までは、少なからず可能性として、この交付金を当てにして購入された方がおられる可能性があるというのは、先ほどの答弁の中でもあったと思います。
で、そうすると要は、いきなりそれを当てにして買ったのに、はしごを外されるわけですから、多分納得できないかと思うんですけれども、ただ、その中でやはり、この議論の中で一番困るのは、その人本人、御本人、いわゆる市民の方が一番困るわけで、やはりその救済といいますか、フォローアップは必ず必要ではないかと考えます。
先ほどの答弁で、そのフォローを考えているかという部分で、今後、全体で考えるというふうにおっしゃったんですけれども、ということであれば、そこに対してのフォローが今後生まれる可能性があるということでしょうか。それとも、その可能性もないんでしょうか。そこをはっきり、ちょっと聞かせていただきたいと思います。
- 金行委員長 内藤市民部長。
- 内藤市民部長 7月20日、前回の議会臨時会から、この間の方への対応ということですけども、現段階では、そのような対応を考えておりません。
以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんか。
児玉委員。
- 児玉委員 先ほどからの議論の中で、要綱ができていなかったという中で、中身は確定していなかったという説明だったと思うんですけれども、これまでは、いわゆる言葉での説明、議事録に残るということで、その辺を重要視して判断をしておったんですが、今後、我々が判断していく上で、今

後は要綱が確定していない段階で、言葉での説明をされた場合、議会として判断ができないようになってしまうんですが、この辺りを考えていくと、非常に我々の方も判断に難しくなってくるんですね。

そこの捉え方として、言葉での説明じゃなくて、全て紙で出てくると。ということ議論していくということぐらいしか思いつかないんですが、そういう方向で議会としては、議論していくという理解をしておいてよろしいでしょうか。

○金行委員長 答弁願います。

石丸市長。

○石丸市長 児玉議員は御存じだと、御理解されると思うんですが、私がとやかく言う話ではありません。先ほど、どなたかがおっしゃった議決権の範疇ですので、私から、ああしろこうしろ、ああしてください、こうしてくださいというのは申し上げられません。

○金行委員長 ほかに質疑なしですか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほどの田邊委員の質問の関連なんですけれども、7月20日から本日に至るまでの間に発注されてる方がいるやもしれないと、可能性の話です。で、いなければ、特にいいんですけれども、もしした場合に、その方が、話が違うじゃないかということで訴訟を起こすこともあり得るだろうという話を先ほど向けたところは法的に、法的な場でというような回答だったというふうに認識しています。

ただ、そういう解決方法が最終的にはあるのかもしれませんが、訴えるほうも大変なコストがかかりますし、時間も労力もかかるわけで、そういったことをみすみす許すわけにいかないというふうに思っております。

そこで、そういうことが起こらないんだったら、方針の変更については仕方ないかというか、許容できる範囲かなというふうには思うんですけれども。話を戻すとですね。業者にアンケートを取ったところ、今のところ、その期間に対する発注がないということだったんですが、この要綱の中で、対象となる業者が絞られていて、そこに全部聞いて、そういったことが起こらないということであれば、今回賛成できるかなと思うんですけれども、その辺り、業者の要綱上では、業者の選定というのはどうなっていますでしょうか。

○金行委員長 若狭社会環境課課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 要綱上では、業者の方の選定については触れておりません。

市内外、分け隔てなく、事業者として契約の相手方となる、個人の相手方となる可能性がございます。

その方々全体にアンケートを取るということも不可能でしたので、そこは取っておりませんので、可能性はゼロではないという以上のことが言えません。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんか。

先川委員。

○先川委員 ちょっと市長にお伺いしたいんですが、

言うなれば、議決権と執行権の話がさっきから出ておりますけど、言うなれば、議会が議決したものを執行部は、それを履行しないとということ、それは執行権でもってというお話でございます。

今後、逆の場合ですね、議会が否決したものを執行権でもって、それを施行できるというふうにも、逆を見ると聞こえるわけですね。これは非常に怖い話で、いわゆる議会二元代表制というものを根本的に否定しているというふうにも聞こえるわけですね。

やはり先ほど来出ていますように、やはりこの議会、市政は、市民のものでありますから、一度約束したものは、やはり履行すべきだと思ふし、そこを、へ理屈をこいて、ああだ、こうだ、執行権、議決権というところでいくとですね、市民はますます困ると思ふんですね。一度決めたことは、スムーズに履行していただきたいと思っております。

その辺、逆の場合が考えられますので、非常に怖いと思っておりますが、市長のお考えをお聞きします。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 先川委員は理屈を御存じでないのかなあと思つて、今とても心配になりましたので、改めて丁寧に御説明申し上げます。

議決権と執行権というのは、二つ並び立ってるわけなんです、左右対称ではありません。

まず、そこの御理解があるのかないのか、ないのかなと思つて心配になりました。これ大事な理屈です。へ理屈などという言葉でごまかされるわけではなく、理屈です。世の中の理です。

そして、何か怖いこと云々、また、ない話をここで繰り返されるんですが、それについても私が言及せざるを得ないので触れますが、本来的にそのような立てつけにはなっていないんですが、制度としては許容されている範囲です。御存知ないんですか。

例えば専決処分なんて、まさにそうですね。まさにそうです。先に執行部がある。これを濫用してはならないというのもまた常識です。当然、後から議会の承認をもらうという立てつけにもなっています。

そういった前提制度の仕組みがあるにもかかわらず、よく分からない、何か心配だということをおっしゃるというのは、一体どのように理屈を理解されているのか、理屈は理解されてないのかなと思つて、大変心配になったところです。

○金行委員長 ほかに。

先川委員

○先川委員 別に心配していただかなくてもいいんですが、要は今回の件、議会のほうに執行部の方で提案されたものを、議会が承認したということ、先ほど来ちょっと言ってるわけですね。なぜそれを素直に履行できない

のかということをお尋ねします。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

委員長、止めるべきところは止めた方がいいと思います。執行権に対して軽々しく言及され過ぎじゃないですか。それは執行の軽視甚だしいですよ。逆のとき、いつもわめかれるじゃないですか。襟を正してください。話を戻しましょう。

これも、冒頭来ずっと御説明しています。7月時点の議決、議決は議決で、その後、検討した結果、方針を変えましたというのが、今日時点です。その方針に基づいて、これから最終要綱も定め、この施策を実行していく。そのように考えています。

決めたことを、何が何でも変えちゃいけないなんていうルールはないはずです。これもまた皆さん全員知っているはずです。じゃないと臨時会の意味がなくなりますから、当たり前のことしか言っていません。

○金行委員長

ほかに。

[質疑なし]

○金行委員長

ほかに質疑なしと認め、これをもって、市民部に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午前 11時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、福祉保健部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、補正予算について、要点の説明をします。

まず、説明資料から御説明しますので、すみません、3ページをお開きください。

既に御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮する世帯に対して国の政策により、住民税非課税世帯に対して10万円が給付されています。本市では、この給付対象にならなかった住民税均等割のみ課税世帯に対して、市独自政策として5万円の給付金を給付するものです。

対象世帯、世帯数等は、資料に記載のとおりです。基本的な施策の考え方は、国の非課税世帯への給付事業の制度を踏襲して、整理をしていきたいと考えております。

下段の6の今後のスケジュールを見ていただくと、システム改修の期間に約2か月を必要としています。なので、10月頃に対象者の方へ、確認書などを送付する計画です。その後、11月から受付を開始し、下旬から取りまとめ、順次、給付を開始したいと考えております。

それでは、議案第49号、予算書の説明をいたします。

歳出ですが、11ページをお開きください。

生活支援給付金給付事業費、5,217万1,000円の増額の主なものは、会計年度任用職員の報酬や職員の時間外勤務手当、その他システム改修の業務委託料134万8,000円。対象世帯への生活支援給付金4,865万円です。以上で、説明を終わります。

- 金行委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 これの交付要綱はあるのでしょうか、ないのでしょうか。
○金行委員長 久城社会福祉課長。
○久城社会福祉課長 本日、この予算が可決すれば、決裁を受けるよう準備をしておるところでございます。
- 金行委員長 山本数博委員。
○山本(数)委員 この説明資料の2の対象世帯、4の申請受付期間、5の支給金額、これに要綱は盛り込まれて間違いないですか。
○金行委員長 久城社会福祉課長。
○久城社会福祉課長 対象世帯数ですが、現在973世帯としておりますが、こちらについては、多少増減するかと思いますが、受付期間の11月1日から来年の1月31日というところと支給額、1世帯当たり5万円というところは変わりございません。
- 金行委員長 山本数博委員。
○山本(数)委員 3は問わなかったんですが、対象世帯数の増減があるということは考えられる言われたんですが、増になった場合は、予算が足らんようになりますよね。そこはどういうふうにされますか。
- 金行委員長 久城社会福祉課長。
○久城社会福祉課長 この世帯数が全て申請をされればよろしいとは思いますが、全部、これまでの給付金についても全世帯、申請がなされておらない状況がございます。なので、さっき増減と言いましたが、増の方は、ないと考えております。
- 金行委員長 山本数博委員。
○山本(数)委員 これは単独補助事業のように、予算書の説明に書いてあります。安芸高田市だけの、この事業だろうと思うんですけど、県内他市は、こういうことをやってないんですか。
- 金行委員長 久城社会福祉課長。
○久城社会福祉課長 私どもの方で把握しておりますのが、県内2市で、この事業をされておるように認識しております。
- 金行委員長 山本数博委員。
○山本(数)委員 23市町あるんですが、この単独助成事業というのは23市町中、2市しかやってない、そういうことで理解してもいいですか。
- 金行委員長 久城社会福祉課長。
○久城社会福祉課長 はい。現在、私の方で把握しておるのは2市です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって、福祉保健部に係る質疑を終了し、全ての審査を終了いたします。

ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 0時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて再開いたします。

これより、議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件について、討論はありますでしょうか。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 休憩

午後 0時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて再開いたします。

皆さん、討論はありませんか。

まず、反対討論から討論をお願いします。反対討論。

南澤委員。

○南澤委員 特に再生可能エネルギー設備等導入補助金についてですが、7月20日の委員会で方針を示されて、まだ要綱作って決定しているわけではないけれども、こういう方針でお金使いたいと。4月1日に遡って、お金使いたいというふうに説明があって、それを可決しました。

今回、方針変わりましたと。正式に決めてなかったなので、方針変更、大丈夫ですよと。その点については執行権の範囲なのかなというふうに思うんですが、その結果、この期間、7月20日～本日8月17日までの間に、購入をされた方が仮にいたとして、これは、いないというふうには言えない、現段階でいないというふうには言えなかったというのは質疑で確認しました。

仮にいた場合、市の方で補助を出すよと言ってた人がもらえなくなるという結果になると思います。そうした際に、もう救済措置はなく、訴訟に訴えるしかなくなってくると。そういう可能性のある議案について賛成できませんので反対いたします。

○金行委員長 次に、賛成討論ございますでしょうか。

大下委員。

○大下委員 この臨時交付金に係る経費についてなんですが、再生可能エネルギー設備の補助金については、4月1日に遡って施行してもらいたいし、それができるなら賛成討論といたします。

○金行委員長 ほかに反対討論ございますでしょうか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 反対の立場で討論させていただきます。

先ほど南澤議員がおっしゃったところと重複するんですけども、やはりこの7月20日以降に、この再生可能エネルギー設備等導入補助金を当てにして購入された方がおられる可能性がある中で、突然そこのはしごを外すような、期間を変更するというようなもので、やはり被害といいますか、一番困るのはやはり市民の方なので、そういった状態のまま、この議案に賛成することはできませんので反対といたします。

○金行委員長 次に、賛成の討論ございますでしょうか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 今、いろいろ質疑の中でもやり取りがあったんですが、7月20日の審議の中で質疑応答という形が、このときも随分やり取りをされております。その中で、交付要綱についてはという発言が米村副市長からもありましたけれども、ここのところを読むと、交付要綱について提示すると担当課長は申しましたけれども、これは内部で決裁を公表しますんで、個別にお渡しすることはできません。公表後であれば出すことができますというくだりもあるんですね。

こういったことも含めて議論が全てなされて、その後に担当課長の方から、9月1日の施行からになりますけども、4月1日に遡ってということもありますというふうにあります。確かに皆さん、質疑の中でありましたように、こういった議論が全て、その7月20日の議会の中でやり取りされておるんですね。

その全ての判断の中で、私は今回の補正予算、300万円の安芸高田市再生可能エネルギー設備等導入補助金について聞かせていただきましたので、やはり一部だけを切り取った形じゃなしに、全ての議論の中身を精査すると、今、市民の皆さんがそういった、前もって購入するような事態になったらどうするかということもありますけども、これは全て議会の議決の中にその中身もあるわけですから、これを全て検討した上で、そういった形になればいいでしょうけども、やはりその部分を、議決したから全てそうですというわけにはいかんというふうに思います。

よって、今回そういった説明も含めて改めてされたので、私はこの300万円の補正予算も含めて、今回の全体の補正予算については賛成をさせていただきます。

○金行委員長 続いて、反対討論ございますでしょうか。

〔討論なし〕

○金行委員長 討論がないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 金行委員長 起立多数であります。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきと決しました。
山本優委員。
- 山本(優)委員 この補正予算について、附帯決議案を提案したいと思いますので、諮
っていただきたいと思います。
- 金行委員長 ただいま決しました議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正
予算（第4号）」に対し、山本優委員から附帯決議が提出されました。
山本優委員からの附帯決議について、提案理由の説明を求めます。
山本優委員。
- 山本(優)委員 資料がありますので。
○金行委員長 資料を皆さんに配らせていただきます。
暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 0時10分 休憩
午後 0時12分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 金行委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
山本優委員から提案の説明を求めます。
山本優委員。
- 山本(優)委員 議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」に対
する附帯決議案について説明いたします。
安芸高田市再生可能エネルギー設備等導入補助金の対象期間について
は、令和4年7月20日の第14回予算決算常任委員会における委員長報告に
も、はっきりと4月1日に遡って実施するとあります。
よって、この実施については、令和4年4月1日からの適用との説明ど
おり実施すべきであると思います。
以上、附帯決議案についての説明といたします。よろしく願いいた
します。
- 金行委員長 これにより質疑に入ります。質疑はありますか。
〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これについて討論はございませんか。
〔討論なし〕
- 金行委員長 討論なしと認めます。
これより附帯決議案に対する採決を行います。
賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立同数〕
- 金行委員長 この結果、同数でございました。
委員長判断となりますので、附帯決議を賛成といたします。
以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は、全て終了いた
しました。

なお、委員会報告の作成について、皆さんから御意見がありましたら、発言を願います。

〔発言なし〕

○金行委員長　それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたくことに、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○金行委員長　異議なしと認め、さように決定しました。
以上をもって、第15回予算決算常任委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時15分 閉会